

若者よ地域に
羽ばたけ

令和6年度 ミラ・クル・とっとり運動推進補助金

若者トライ型

あなたの地域づくりのアイデアに**最大15万円**を支援！
クラウドファンディングも活用するアイデアには
さらに追加で**クラファン手数料（最大4万円）**も支援！
若者ならではのユニークな企画待ってます！

2次募集

募集期間 令和6年
5月24日（金）～6月20日（木）

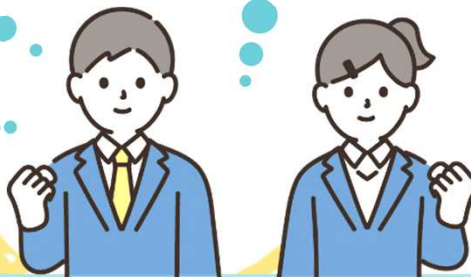
補助対象期間 交付決定日（令和6年8月上旬頃）
～令和7年3月10日

申請書は募集期間最終日の
午後5時必着です

地域を盛り上げるために
やってみたいことがある！

想いを実現したい！

仲間と一緒に活動をした
いけど支援がほしいなあ



最大で
19万円
申請した金額の
100%
を補助します！

窓口・問合せ先

悩むより近くの窓口へLet'go！

鳥取市、岩美郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所東部振興課 鳥取市立川町六丁目176 電話 0857-20-3659

八頭郡での活動に関すること

○東部地域振興事務所八頭振興課 八頭郡八頭町郡家100 電話 0858-72-3880

倉吉市、東伯郡での活動に関すること

○中部総合事務所中部振興課 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3177

米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること

○西部総合事務所中山間地域振興チーム 米子市栴町一丁目160 電話 0859-31-9606

日野郡での活動に関すること

○日野振興センター日野振興課 日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2080

補助金の制度などに関すること

○鳥取県協働参画課 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7248

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

詳細はHPより

ミラ・クル 補助金



https://www.pref.tottori.lg.jp/tem/1020869.htm#itemid1020869 http

新しい活力を創造し、より充実させるために、とっとりのミライをつくる
若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳～39歳の年齢となる方）

3名以上の団体による地域づくり活動を支援する補助金の交付を希望する団体を募集します！

★ 対象事業について

<対象となる活動>

- 地域の活性化を目指して行う次のような事業
- 地域資源を生かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内・地域間交流・人材育成を促進する事業

<対象とならない活動>

- 学校の授業での活動
(課外活動、クラブ活動、個人の活動は対象)
- ※学校と地域の企業や団体が協働して行う活動はOK！
- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベントなど
- 県外のみで実施する事業
- 営利を目的とする活動等

※過去に本補助金、令和新時代創造県民運動推進補助金、トトリズム推進補助金又は鳥取力創造運動支援補助金による補助を受け事業を実施した者(申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている場合を除く。)は、同種の事業を実施するために「若者トライ型」の区分による補助を受けることはできません。

★ 応募および審査について

補助金の交付を希望する場合は、まず、**申請書(その他提出書類(以下「申請書等」という))**に**必要事項**を記載して、各総合事務所等最寄りの窓口にご提出ください。

※申請書等は募集期間最終日の午後5時までに必着。

<補助金交付までの流れ>

提出書類の書き方も窓口
で相談してね ☺

【提出書類】

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約
- (5) 構成員名簿
- (6) 事業計画を立案した際の会議の記録
- (7) 事業スケジュール
- (8) (申請者が未成年の場合のみ) 申請者の法定代理人による同意書
- (9) 事業の新規性に係る調書

※過去にミラ・クル・とっとり運動推進補助金等を受けた団体(25歳までの3名以上が中核となる団体を除く)



- ①事業計画を話し合っ
て申請書を作る
- ②申請書を持って最寄
りの窓口で提出
- ③申請書に基づき、審
査委員による審査
- ④採用されたら補助金
交付

企画の段階で計画が完璧
に固まっていなくても大
丈夫！申請に向けて一緒
に考えます！

いい活動にしようね！

★ 応募書類の入手方法

申請書等県の規定様式については、協働参画課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、協働参画課又は各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

さあ、君はどんなチャレンジする？